

民法（債権関係）改正に関する意見書

平成25年2月26日
経済産業省 産業組織課

1. 総論

(1) 民法改正の意義

我が国の現行民法は、明治29年（1896年）に制定されたものであるが、このうち債権法に関する部分については、以来抜本的な改正を経ないままで現在に至っている。

しかし、この間に産業構造は変化し、取引のグローバル化など、経済活動は大きな変化を遂げている。

こうした状況の中、2009年10月に、法務大臣から法制審議会に対し、「社会・経済の変化への対応」と「国民一般に分かりやすいものにする」という観点から、債権法改正に関する諮問が行われた。この趣旨には大いに賛同すべきものであり、日本経済の実態を十分に踏まえた民法改正になることを期待したい。今般、中間試案の公表が予定されており、経済産業政策を担当する立場から民法改正に対する意見を述べたい。

(2) 民法改正に対する視点

今回の民法改正においては、以下のような点を考慮に入れることが重要である。

○ 現在の経済活動に対応した民法の見直しを（民法の現代化）

- ・ 民法が定められた明治時代から100年以上を経て、我が国の経済の姿は大きく変化した。こうした経済の変化に民法の規律を対応させていくために、以下のア～エの項目について見直しが必要と考える。

これらの項目を概観すると、まず現代型取引に対応した規定の新設又は改正（ア）と、現代において妥当性を失った規定の廃止又は改正（イ）とがある。また、迅速な関係確定・契約解消（ウ）については、本来はイの一類型と言えるが、重要性が高く特有の問題点もあり得ることから独立の項目とした。さらに、アとイとに共通する視点として、ルール国際性（エ）という視点もあるため、これも独立に項目を設けて記載している。

◆ ア 現代的な取引に対応したルールの整備

◆ イ 現代にそぐわない規定の見直し

◆ ウ 法律関係の早期確定・契約関係の早期解消への対応

◆ エ 経済活動のグローバル化を踏まえ、外国市場においても使われる契約ルールを

○ 民法のユーザーである一般市民・企業に対して透明性の高い契約ルールの提示をすべき（民法の明確化・透明化）

- ・ 民法は国民の経済活動を法律面で支える契約に関するルールの基本を定める法律である。したがって、我が国の経済活動において通常問題となるルールについては、民法に明確に定めることで、契約ルールの透明性を高めるべきである。

しかし、現在の民法を見ると契約ルールの多くが解釈に委ねられており、条文を見てもルールが分からないのが現状である。これでは透明性の高いルールがあるとはいえない。解釈によって確立しているルールは条文に規定し、透明性を高めるべきである。また、経済活動において通常生じる問題であるにもかかわらず、条文や解釈でもルールが明確でないテーマがある。このような問題については、解釈の形成を待つのではなく、この際に明確なルールを定めるべきである。

事前規制型社会から事後救済型社会に向けた様々な改革が行われる中、市場のルールは透明性の高い形で事前に示されていることが、必須の条件となっている。契約に関するルールは市場のルールの最たるものであり、民法に契約ルールを分かりやすく規定し、透明性を高めていくことが求められている。

○ 改正に伴う問題への配慮

- ・ 民法は経済活動を法律面から支えるインフラである。したがって、民法に置かれるルールは、経済活動に大きな影響を与える。

今回、契約の当事者に義務を課すことを新設したり、契約の効力を制限したりする提案がされているが、民法はあらゆる契約に対して適用される法律であることから、問題なく行われている取引についてまで過剰な規制が課されることのないように慎重に検討すべきである。昨今、コンプライアンスの順守が厳しく求められる中、法律で規制が課された場合、仮に規制の対象には含まれない行為であったとしても「念のため」規制への対応をしておこうというインセンティブが強く働くのも実態である。特に民法のように広く一般的な契約を対象とする法律の場合は抽象的なルールとならざるを得ず、事業者としては後になって法令順守の観点で問題が生じないように慎重な対応をとらざるを得ない。このような委縮効果が生じると、取引コストが高くなり、経済の自由や活力が失われる。規制を課す場合にはこうした実態面に与える影響も十分に考慮すべきである。

場合によっては、広く一般の契約を対象とする民法で手当てするのではなく、個別の法律で対応をした方が目的に沿った規制ができる場合もある。どの法律で対応

するのことも含めて、検討する必要がある。

具体的な視点は以下のとおりである。

- ◆ ア 当事者意思を尊重したルールとすべき
- ◆ イ 経済効率性にも配慮した制度設計をすべき

2. 各論

以下、経済産業政策の視点から特に関わりが深いと思われる論点に関して、具体的な改正の方向性について意見を述べる。

(1) 民法の現代化

ア 現代的な取引に対応したルールの整備

現代の日本経済においては、明治時代には存在しなかった取引が日常的に行われている。このような新たな取引に対応したルールが不在のままでは、取引コストがかかる上に、想定していなかった事態が生じた場合への対応や契約当事者以外の者との法的関係等の規律が不明であり、安定した取引ができる環境が整っているとはいえない。そこで、現代的な取引に対応した民事ルールを民法において整備すべきである。また、最高裁判例など確定したルールが存在していたとしても、そのまま条文として規定することによって、これまでの契約ルールを追認し「固定化」するのではなく、日々進化を続ける経済活動の今後の動向を見据え、未来志向の契約ルールとすることが望ましい。

【具体例】

<債権譲渡に関する問題>

・譲渡禁止特約の効力の見直し

近年、債権を担保にした新たな資金調達の方法として資産担保融資（A B L）が注目されている。これは担保に供する不動産が十分ではない場合にも、事業から生じる売掛債権等の事業資産を担保にして融資を行うものであり、事業の価値に着目した新しい融資手法である。特に大企業向けの債権は貸し倒れリスクの低い優良な債権であり、中小企業にとっては新たな資金調達を実現するものとして、中小企業庁をはじめ政策としてA B Lの後押しをしている。

しかしこのA B Lは、形式的には債権を資金の貸主に対して譲渡する法律構成をとるため、債権に譲渡禁止特約が付されている場合にはどんなに優良な債権であっても担保に供することができない。この問題は、特に中小企業の資金調達にとって影響が大きい。

譲渡禁止特約は債権者を固定したい債務者側の事情を考慮した制度であるが、債務者の利益を確保しつつ、譲渡自体は有効に行うことができるよう、譲渡禁止特約の効力を見直すべきである（[下記（2）**【具体例】**<債権の消滅に関する問題>] 参照）。特に、多数の債務を有する企業からは、譲渡禁止特約の効力を完全に否定して自由な債権譲渡を可能とすることへの懸念が寄せられている。このように債権者を固定したいという債務者側の利益がある一方、債権譲渡を行いたいという債権者（譲渡人）及

び譲受人側の利益もあるところ、例えば債権譲渡を悪意重過失の第三者に対抗できることとした上で（部会資料37・第1・1・（1）の丙案）譲渡禁止特約違反の債権譲渡自体は有効である旨の規定を設ける（同（2）の甲案）形とすれば、上記の双方当事者の利益を両立・調和させることが可能と考えられる（部会資料55・第3・1参照）。債務者の利益を保護しつつ、債権譲渡に途を開くような制度改正を実現すべきである。

・ 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡の対抗要件についても見直しが必要である。現行民法は、対抗要件の具備を債務者に対する通知や債務者の承諾によることとしているが、これでは多数の債権を一括して譲渡するような「債権の流動化」においては、多くの債務者に対して個別に通知・承諾の手続をとる必要があるが、これは実務上極めて困難である。そのため、簡素な対抗要件具備手続を求める声の実務界から寄せられ、通知・承諾に代わる登記制度が創設された（「動産・債権譲渡特例法」）。これによって一定の簡素化が図られたが、民法上の通知・承諾制度も登記と同等の効力を有する対抗要件として並列的に残されたままであることから、結局のところ、譲受人にとって債務者に確認しないと譲り受けようとする債権がすでに他の者に譲渡されてしまっているかが確定的に分からない（したがって安心して債権を譲り受けることができない）状況に変わりはない。

また、債権が多重譲渡された局面において、債務者への通知の到達時点の先後によって債権譲渡の優劣が決められるため、債権者が倒産をした場合などに大量の債権譲渡通知が送付され、債務者は誰に支払ったらよいのか悩むという問題が指摘されている。本店や支店に宛てて別々に送られてきた多くの通知について、どれが最初に到達したのかを把握・管理し、その者に対して弁済をしないと有効な弁済とはならない（結果として二重払いを強いられるおそれもある）というのは、債務者にとっても負担の重い制度である。

こうした問題を解決するために、今般の民法改正においては、対抗要件に関して登記への一元化が提案されている。しかし他方で、現在の債権譲渡登記制度については、①利用コスト（登録免許税等）の負担が大きい点、②アクセスが制限されている（取扱い登記所が東京に一カ所しか存在せず、またオンライン登記も簡便・迅速な利用が可能な状態とは言えない）点、③変更登記・更正登記が不可能である点、④債権譲渡の事実を譲渡当事者以外に明らかにしたくないというニーズに必ずしも対応できない点といった使いづらさが指摘されており、そのような問題を残したまま対抗要件を登記に一元化することに対しては産業界からも懸念の声が寄せられている。

こうした登記制度の使いづらさを改善することができれば、民法上の対抗要件を登記に一元化する改正を支持することができる。

＜債権の消滅に関する問題＞

・集中決済に関するルールの整備（三面更改）

現在の取引実務において、多数の者の間で決済を行う必要がある場合に、集中清算機関（CCP）にすべての債権・債務を集中させ、それぞれの当事者の債権や債務（及びそれに伴う決済リスク）を一本化し、簡易・迅速な決済を実現している。このように、集中清算機関は株式売買の清算など多くの取引で活用される決済インフラであるが、現在の民法にはこのような取引を想定した民事ルールが存在していない。債権譲渡や債務引受という法的構成に加えて、集中決済の制度を正面から位置付けて集中決済に関する法的環境を整備すべきである。

また、上記と同様の取引は電子マネーやクレジットカードの取引においても行われており、このように現在の社会では当たり前の取引となった集中決済に関する安定的なルールを民法に規定すべきである。

＜契約総則に関する問題＞

・電子商取引への対応

明治時代と比べて現在の情報通信手段は格段に進歩し、通信の速度が向上し、不着・延着といったリスクが減少している。このような電子商取引時代の到来を踏まえたルール整備をすべきである。

例えば、民法は隔地者間の契約の成立時期について、承諾の通知を發した時に成立すると規定している。この規定は、本来契約は通知が相手方に到達した際に成立することが望ましいものの、相手に通知が届くまでに時間がかかることから契約の成立時期をあえて早めたものである。しかし、電子商取引のように即時に通知が相手方に届くような取引においてこのような配慮は必要ない。すでに隔地者間の電子承諾通知については電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律で到達時に修正されており、今回の民法改正において契約ルール一般のものとするべきである。

また、上記以外にも電子商取引時代の民法改正として対応すべき課題がある。例えば、民法では法律行為の効力発生等の場面で「書面」要件が課されることがあり、今回の改正でもいくつかの論点において書面の要件を課すべきとの議論があるが、民法において書面による要式性が問題となるような場合には、特段の政策的な理由がない限り、電子データの形での法律行為が書面と同様に許容されることも併せて明示すべきである。また、通知の到達の意義に関しても、相手方の指定した又は通常使用するサーバーへの読み取り可能な状態での記録があれば、相手方が自分の端末にデータを取り出さなくても到達と認定されるべきである（電子商取引及び情報財取引等に関する準則Ⅰ－１－１参照）。その理由は、そもそも「意思表示の到達」とは意思表示が相手方にとって了知可能な客観的状态におかれたこと（相手方の支配圏内におかれたこと）をいうと解されているところ、電子データによる通知の場合は、相手方が通知

に係る電磁的記録にアクセスできるようになればそうした状態が生じたと評価できるためである。

・約款に関するルールの整備（組入要件、約款の変更）

大量の相手方との間で取引が行われる現代社会にあつては、予め契約内容を定型的・画一的に定めた約款を用いて契約が締結されることが多い。大量消費時代である現代の取引社会においては、多数の顧客との間で大量の契約を迅速に締結しなければならない取引があり、一律かつ定型的な条項を定めた約款はこのような取引に多く用いられている。

しかし、現在の民法には約款に関する規定が置かれていないため、必ずしも明示的に認識・合意されているとは言い難い約款の契約条項について法的な拘束力が認められるかどうか、また、一方的に約款の内容を変更できるのか等について明らかでなく、紛争が生じ、裁判所において拘束力が否定されるケースもある（自動車保険約款に関する札幌地判昭和54年3月30日判時941号111頁（部会資料42・13頁以下）等）。これでは安定的に取引ができる環境にあるとは言い難い。どのような条件を満たせば有効に約款を契約内容とする契約が締結できるのか、また、約款を有効に変更するにはどのような手続が必要なのかについて、予めルールとして示しておくべきである。その際、約款は多くの取引において問題なく用いられている実態を踏まえ、契約実務に即した規定とすることが必要である。

具体的には、(i) 約款を契約内容とするための要件（組入要件）について、契約当事者が約款を契約内容とする旨の合意を必要としつつも、この合意には黙示の合意を含み、通常、契約に約款が用いられることを認識した上であれば黙示の合意が認定されることを明らかにすべきである。また、合意の前提としての約款の認識については、契約の相手方が合理的な行動をとれば約款の内容を知ることができる機会が保障されていれば足りるという程度の認識可能性で足りるとすべきである。

(ii) 約款の定義については、「約款」という言葉の持つ社会的な意味合いや約款に対する規律の必要性を踏まえた定義とすべきである。約款が問題とされるのは、一方の当事者が定型的に示した契約条項について、他方の当事者が、そのまま受け入れるか、または、契約を締結しないかの選択しかなく、交渉をして契約条項を修正する余地がないからである。すなわち、約款を示された当事者としては、契約条項について吟味する意味が乏しく、契約条項を逐一確認して合意するということが通常行われない。そのため、約款の内容がそのまま契約の内容となっているのかどうかの問題とされている。このような約款の特徴を踏まえれば、例えば契約条項の交渉の余地がある契約書のひな型などは約款に含まれないとすべきである。例えば、「(多数の契約に用いるために) あらかじめ定式化された契約条項の総体」という案に、交渉可能性がないことを加味した定義とすべきである。

(iii) 約款の変更については、相手方に対して個別の通知を要する場合、ウェブサイト上に変更内容を記載することで相手方が変更内容を認識する状態に置くことで足りるとする場合等が考えられるが、現在の約款の取引実務に比して過度な負担をかける要件を定めるべきである。

(iv) 約款に係る不当条項規制については、現行法でも民法第90条又は消費者契約法第10条等の規定による規制を受けており、それを超えるような新たな規制条項を設けることは現行法において問題なく使われている約款による取引の阻害要因となりうるので慎重に検討すべきである。特に、不当条項をリスト化することに関しては、契約条項が契約全体のバランスを考慮して定められており特定の条項を取り出して当・不当の判断ができないこと、一般的に不当条項をリスト化することは困難であること、リスト化がされた場合には企業の契約実務を無用に萎縮させることになるため、より慎重に検討すべきである。

<契約各則に関する問題>

・サービス契約に関するルールの整備

民法制定時には1次産業が中心であった日本経済は、今や3次産業が年間に生み出される付加価値額の多くを占める形となり、多くのサービス産業が絶えず出現している。しかし民法には事務委託を内容とするサービス契約に関するデフォルト・ルールが置かれていない。このようなサービス契約は現在の民法では準委任に該当すると言われるが、現在の民法によれば準委任には委任に関する規定が準用されるため（民法第656条）、たとえば当事者がいつでも解除することができたり（民法第651条）、復委任者の選任要件が厳しかったりするなど、現在の準委任の規定は必ずしもサービス契約に対応しているとはいえない。そのため、例えば契約を中途解約できるかどうかや中途解約された場合の料金の取り扱いといった点について、逐一契約書で定めなければならない、紛争も多い。

そこで、民法にサービス契約に関するデフォルト・ルールを整備すべきである。デフォルト・ルールが置かれることで当事者間の契約交渉の出発点となり、また、契約に関する紛争を処理する基本的な考え方が示されることにより、紛争予防につながることを期待される。こうしたことから、民法に置かれるデフォルト・ルールは現在の取引実務で通常行われている内容を反映したものとすべきであり、そこから離れた内容とすべきではない。

具体的には、まず、解除に関する規律については、委任契約であれば各当事者がいつでも解除をすることができるのが原則であるが、それ以外の役務提供契約についてこの原則をそのまま当てはめることは実態に合わない。期間の定めの有無ややむを得ない事由の有無などによって、ふさわしい規律は異なるであろう。解除に関してもサービス契約の実態に合った規定を置くべきである。

また、報酬に関する規律については、成果の完成を観念しにくい継続的な役務提供契約において、役務提供者と役務受領者との間で報酬請求の時期等をめぐり、トラブルが生じる事例が見受けられるため、規定を設けることに基本的に賛成である。履行割合型をデフォルトとして規定を設けた上、成果が完成した場合に初めて報酬請求権が発生する類型についての特則を必要に応じて設けるという提案は概ね合理的ではないか。

イ 現代にそぐわない規定の見直し

民法制定時の社会実態を前提とした規定であって、現代の経済取引実態等に照らしてすでに妥当性を失っているものは、削除・修正すべきである。

【具体例】

<債権の目的に関する問題>

・法定利率の5%固定制の見直し

現行民法は利息を5%と定めており、この利率は損害賠償額の算定などに用いられている。これは、5%の利率で資産を運用できることを前提としているが、現在の市場金利の実態から大きく乖離しており、経済合理性を欠くのみならず、当事者の取引活動の選択を歪曲させることにもつながっている。市場実態が反映されるような制度とすべきである。

<債権の効力（債権者代位権及び詐害行為取消権）に関する問題>

現代の我が国では、債権執行や倒産処理の局面において、複数の債権者や債務者といった多様な当事者の利害関係に配慮した民事手続法（民事執行法、破産法等）が整備されている。しかし、これらの趣旨が、民法上の制度である債権者代位権や詐害行為取消権の運用によって実質的に潜脱されているという指摘もなされている。

仮に上記の民事手続法の趣旨を是とするのであれば、民法においてもこれに配慮した手当てを設けることが望ましい。

◆債権者代位権制度の見直し

本来型の債権者代位権制度（現行民法第423条第1項の規定）については、平時における債務者との交渉材料として用いられったり、行方不明者の債権に対する銀行による代位等、実際に債権の回収・保全に利用されたりしており、制度は存置すべきである。また、転用型の債権者代位権についても、実務上重要な機能を有しており、それに対する明文の基礎を積極的に与えることが望ましい。また、本来型・転用型を通じて、要件及び手続の明確化や、優先弁済効の廃止といった、現在提案されているような所要の改正をすることに対しては賛成する。

◆ 詐害行為取消権制度の見直し

詐害行為取消権についても、その要件の明確化と、これに関する優先弁済効の廃止という提案に対しては賛成する。

・ 債務消滅行為に対する詐害行為取消の破産制度（否認権）との整合性確保

債務消滅行為に対する詐害行為取消権の要件として、債務者が支払不能になった後に当該行為が行われたことを要求するという提案に賛成する。

その理由は、債権者平等が要請される局面で行使される破産法上の否認権よりも、平時において行使される詐害行為取消権の方が広い範囲で認められるということになれば、再生に向けた債務者の経済活動の途を閉ざし事業価値を毀損することにもなりかねないためである。

<消滅時効に関する問題>

・ 職業別の短期消滅時効の廃止

現在の民法は原則的な時効期間を10年としつつ、特定の債権については、短期間の例外が設けられている。しかし、現代の社会においてこのような債権についてのみ時効期間を短期化する必要があるか疑問である。また、このような区別があることによって、時効制度が複雑となり、自己の有する債権が短期の例外を受ける債権なのかどうか分かりづらい制度となっている。

例えば、「自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権」の時効期間は2年とされている。これはそのような債権は長期間にわたってその請求や弁済を怠るようなものではないといった趣旨で設けられた特則であるが、現代社会においてはこのような債権のみの時効期間を特別に短くする合理性はもはやないだろう。このような制度が残されていることで、近代的な機械設備を備えた製造業者の代金債権の時効期間が2年なのか10年なのかについて最高裁まで争われており、制度が複雑でわかりにくい。

他にも医師の診療債権は3年、弁護士の報酬は2年、飲食店の代金は1年とされているが、これらに関しても今や合理的な正当化は困難と思われる。このように、現代社会からみると意味を失った制度は廃止すべきである。

<契約各則に関する問題>

・ 賃貸借の存続期間の削除

民法の賃貸借の期間の上限を20年に制限しているのは、賃借物の利用を所有者以外の者に委ねる期間が長くなると、賃借物の改良が妨げられて経済上不利益であるという理由や、20年を超える長期利用関係の設定は地上権や永小作権が利用されると

想定されていた等の理由からであるが、その後、借地や借家については借地借家法によってこの上限規制が撤廃されるなど、一定の範囲についてはすでに長期の賃貸借契約が可能となっている。

現代の経済実務においては、20年を超える長期大型の取引案件も存在しており、長期の賃貸借契約の必要性は借地や借家に限られない。例えば、海外のプラントや重機のリース等の事例では期間が20年を超えることが通常となっているほか、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度を利用した場合、電力会社へ20年間電力を提供することが前提となっている。賃貸借の上限が20年となる場合、設備の敷設・撤去等の時間が考慮されず契約の継続も保証されないため、事業に支障を来す可能性がある。

賃貸借期間の上限を一律に画すことにより、これらの経済活動を制約することは妥当でなく、期間制限を撤廃する提案に賛成である。

ウ 法律関係の早期確定・契約関係の早期解消への対応

民法が制定された明治時代と比べると、現代における事業環境の変化のスピードと企業に求められる判断のスピードが格段に速くなった。こうしたことから、取引に関する法律関係についても早期に確定させる必要が生じている。

また、当事者を契約に拘束させる意義を失った契約関係については、早期に解消して新しい取引相手と契約を結ぶことを可能とすることが、当事者の合理的利益のためにも、また社会全体の効率性向上のためにも望ましい。

【具体例】

<債務不履行に関する問題>

・解除に関する制度整備について

当事者を拘束する意義を失った契約からは早期に当事者を解放し、新たな取引関係を結べるようにすべきである。そのためには、当事者を拘束する意義を失った契約については解除できるようにすることが必要である。

例えば、現在の民法では債務不履行があった場合であっても、一旦相手方に催告をした上でないと解除ができない。しかし、その違反の程度が著しく、正常に取引関係を継続して契約目的を達成するということが期待できなくなったような場合には、もはや当事者を契約に拘束させておく必要はない。このような場合には、不履行を受けた当事者が催告して相手方に履行のチャンスを与えるまでもなく、契約を解除できることとすべきである。これは、現在の判例でも認められている実務であり、条文上もこの点を明らかにすべきである。他方で、軽微な義務違反の場合には解除されないという現行の解釈も明文化すべきであろう。

また、現在では解除の要件として、「債務者の責めに帰することができない事由」

によって債務不履行が生じたことが必要であると解釈されている。しかし、債務不履行が生じていれば、それが債務者の責めに帰することができたか否かを問わず契約を解除することができるべきである。実際にも、取引実務上、債務不履行があった場合には、その原因を問わず契約の解除を行っているという指摘もある。したがって、「債務者の責めに帰することができない事由」という要件は不要とすべきである。

また、契約の履行期の前に相手方が履行を拒絶するケースがある。現在の民法では、履行期が到来するのを待たないと契約を解除することができない。これでは時宜に応じた柔軟な対応ができないため、相手方が契約の履行を拒絶した場合には、履行期前であったとしても解約を解除することができるようにすべきである。

<消滅時効に関する問題>

・原則的消滅時効期間の短縮化について

時効期間が経過すれば債権は消滅するため、時効期間経過後は法的な紛争が生じる心配は基本的になくなる。そのため、時効期間は、法律関係書類の保存期間の目安としても使われている。

現在の民法の原則的な時効期間は10年間とされているが、経済活動のスピードが速くなる中で、10年間もの間、証拠書類の保存を求めるのは過重な負担である。したがって、時効期間を現行法よりも短く見直すべきである。

<契約各則に関する問題>

・瑕疵担保責任の短期期間制限について

売買の目的物に瑕疵があった場合には、買主は売主に対して損害賠償請求や解除をすることができると規定されているが、その権利行使期間は1年間とされている。この期間制限は、買主の救済を図る一方で、売主にとっても履行が終わった契約について、事後的に責任追及される期間を画するという意味がある。

売主の負担を早期に解消するという制度趣旨は現在も当てはまるため、短期期間制限を維持し、その期間も現行法どおり「瑕疵を知った日から1年」とする案に賛成である。

なお、その期間については客観的に定められていることが法的安定性に資することから、1年間と明示する案に賛成である。

エ 経済活動のグローバル化をふまえ、外国市場においても使われる契約ルールを

ボーダレス化した現代の取引における契約ルールは、当事者が選択した国のルールが使われる。ユーザーにとって使いやすいルールは選択され、また逆に、選択されることによってルールの透明性が高まり、ルール自体が使いやすくなる。このような好循環を獲得したルールが、やがて国内取引をも含めた世界標準の地位を獲得する。契

約ルールの見直し作業を行っている我々は、このような意味でルール自体が国際競争にさらされていることを自覚すべきである。

今や経済活動のグローバル化により、日本企業の活躍の場は国境を越えている。こうした時代において民法改正に携わる我々は、日本国内のみでなく、外国との取引においても用いられる契約ルールを目指すべきである。日本国内のみで通用するルールを作ったとしても、国境を越えたら別のルールに従わなければならないことはユーザーにダブルスタンダードを求めることになるが、そのような負担を強いていたのでは日本企業や個人の海外展開の足枷となって国際競争力を削ぐ事態を招きかねない。そうした観点からは、新たな民法は、日本人のみならず、外国の企業や消費者から見ても分かりやすく、説得力のあるルールとすることが必要である。

「判例や学説の解釈によって適切に運用できているので、明文化に異論のある論点についてあえて改正の対象にする必要はない」という声もあるが、それは国内のみを見た内向きの議論である。外国の企業や消費者に対して、日本の最高裁判例を知らないと分からないようなルールを使ってほしいという主張は受け入れられにくい。そのような内向きの議論をするのではなく、諸外国に向かって発信していけるような、国際標準となるルールを整備すべきである。

【具体例】

<債務不履行に関する問題>

・債務不履行時における追完請求権、追完権

わが国の現行民法には、追完請求権や追完権に関する規定が（請負の瑕疵修補請求権に関する第634条第1項を除き）存在しない。そのため、債務不履行があった場合において、債権者側は自らがいかなる救済を受けられるか、債務者側は自らがいかなる手段を講じられるか、いずれも不透明な状況である。したがって、これらの規定を設けることにより、債務不履行時のルールの明確化に資すると評価できる。

海外立法例でも、これを認める国が存在し（追完請求権につき、国際物品売買契約に関する国際連合条約46条（2）（3）、ユニドロワ国際商事契約原則7.2.3条・7.2.2条等（部会資料32（25～34頁）参照）。追完権につき、国際物品売買契約に関する国際連合条約37条・48条（1）、ユニドロワ国際商事契約原則7.1.4条（1）・（2）、統一商事法典2-508条（1）（2）等（部会資料34（65～94頁）参照）、それらの規定内容も債権者と債務者との利益及び負担のバランスに配慮した合理的なものと評価することができる。

したがって、我が国でも類似の規定を設けるべきである。

・解除における「債務者の責めに帰することができない事由」の削除（帰責事由の有

無にかかわらず解除ができること)

提案に賛成する。

その理由は基本的に上記ウのとおりだが、海外立法例においても、「債務者の責めに帰することができない事由」を解除の要件として要求することは一般的でない（部会資料 3 4（6 5～9 4 頁））。

海外に進出・展開を続ける企業活動の現状を考慮すれば、不履行があった場合において当事者を速やかに契約から解放できるようにする仕組みを、我が国においても設けるべきである。

・履行期前の履行拒絶による解除

提案に賛成する。

その理由は基本的に上記ウのとおりだが、海外立法例という点でも、履行期前の履行拒絶による解除を認める明文規定が複数存在する（国際物品売買契約に関する国際連合条約 7 2 条、ユニドロワ国際商事契約原則 7. 3. 3 条、ドイツ民法 3 2 3 条等（部会資料 3 4（3 2 頁、6 7～9 3 頁）））。

海外に進出・展開を続ける企業活動の現状を考慮すれば、維持する意味を失った契約関係を迅速に解消できるようにする仕組みを、我が国においても設けるべきである。

<債権譲渡に関する問題>

・債権譲渡の対抗要件

諸外国では、承諾を対抗要件としている国はもはや多くなく、現在、債務者の承諾を対抗要件の一つとしている国も承諾を対抗要件としない形での法改正を志向していると指摘されている（部会資料 3 7・別紙 1～1 0 頁）。

こうした世界的な潮流を踏まえた制度設計をすべきである。

<消滅時効に関する問題>

・原則的時効期間の短縮化及び時効期間の職業による区別の撤廃

近年の諸外国における制度改正をみても、例えばドイツでは、短期消滅時効を廃止して、原則的な時効期間を 3 0 年から 3 年に短縮化する改正が行われ、フランスにおいても短期消滅時効を廃止して、原則的な時効期間を 3 0 年から 5 年へと短縮化されている。（部会資料 1 4－2（8～9 頁、4 2～6 8 頁）参照）。（日本も加盟している）時効条約（国際的動産売買における事項に関する条約）においても時効期間は 4 年に統一されている。

このように世界で時効期間の統一化・短縮化が進められている中で、債権の時効期間を 1 0 年に統一化することは、日本のみが時効期間を大幅に長期化することとなり、明らかに国際的な潮流とは逆の方向性の制度改正をすることとなる。したがって、時

効期間の職業別の区分を撤廃して一本化・簡素化を図るとともに、簡素化後の時効期間は１０年よりも短い時効期間とすべきである。

(2) 契約ルールの透明化・明確化

【具体例】

<契約の成立に関する問題>

・意思能力に関するルールの明確化

意思能力を欠いた状態で行われた法律行為が無効であることは、判例上も学説上も争いがないため、これを明文化することが望ましい。

ただし、日常生活に関する行為については、意思能力を欠く者にも日用品の購入などを行う必要性はあるし、事業者にとっても効率的で安定的な取引を可能とするために、意思能力を欠く状態において行われた場合であっても、例外的に無効としないことなどの手当てを検討すべきではないか。

<債務不履行に関する問題>

・債務不履行があった場合の処理ルールの明確化（瑕疵担保責任、修補請求権、代物請求権、追完権、代金減額請求権、履行遅滞時に解除なき填補賠償請求が可能であること）

債務不履行があった場合、瑕疵修補請求や代物請求を行うことも実務上多いにもかかわらず、現行民法上は解除や損害賠償といった手段しか明記されていない。不履行状態の合理的処理という見地からは、追完請求（瑕疵修補請求や代物請求）という手段を正面から認めることが望ましい（もっとも、追完請求権を認める場合、実務に照らして債務者に過重な負担とならないような要件を設定する必要がある。）。

また、履行遅滞に陥った債務者に対して解除をすることなくして填補賠償を請求できる旨の規定も置かれていないところ、契約関係を有効に維持しつつ経済的損害を回復させるための手段という意味で、解除をせずとも填補賠償請求が可能であることを明確化すべきである。

・解除の要件の明文化（軽微な義務違反では解除ができないこと、無催告解除の明文化など）

債務不履行があった際、義務違反が軽微なものにすぎない場合は解除が認められないこと、逆に債務不履行が重大なものである場合は催告なくして解除ができることについては、判例法理上認められ、実務においても争いなく定着している。

この合理的なルールを明文化することが望ましい。

<債権の消滅に関する問題>

・準占有者弁済の適用範囲の明確化

判例法理の明確化という意義に加えて、上記（１）アのとおり、譲渡禁止特約の効

力制限を行う場合、代償措置としての債務者の利益保護（誤弁済リスクへの手当て）という観点から、準占有者弁済が認められる範囲を明確にする必要が一層増加する。

- ・ **法定相殺と差押えに関する無制限説の明文化**

債務者にとっての債権担保手段である相殺への期待を保護するという観点から、判例法理である無制限説を明文化すべきである。

また、これに関連して、**債権譲渡と相殺の抗弁**についても、無制限説（抗弁切断の基準時に反対債権を取得している場合に相殺を認める立場）、又は「抗弁切断の基準時後に取得した反対債権であっても債務者の相殺の期待を保護すべき場合には相殺を認める」という立場に賛成である。なぜなら、上記のように債権譲渡の促進への要請がある一方で、自らの関知しないところで債権者が交替することとなる債務者の利益確保（相殺への期待）にも配慮しなければならないためである。

＜契約各則に関する問題＞

- ・ **サービス契約に関するルールの整備**

上記（１）アのとおり、現代社会では多くのサービス契約が締結されているが、これらの契約を規律するルールの内容は必ずしも明確でなく、その点を巡って紛争も生じている。

したがって、役務提供契約に関する明確で合理的な規定を民法に設けることで、ルールの明確化や、紛争の予防等に資することが期待される。

(3) 慎重な検討を要する事項

ア 当事者意思を尊重したルールを原則とすべき

日本における経済活動は自由意思と自己責任が原則である。経済活動の基本的なインフラである民法においても、この経済の原則が尊重されなければならない。そのためには、誰とどのような内容の契約を結ぶのかについては当事者が自由に決められることが原則として位置づけられるべきである。もちろん現代社会には法律や制度が経済活動に介入しなければならない様々な問題がある。例えば、大企業と中小企業の取引など、情報力・交渉力に格差がある場合に、一方が相手方に不利な条件を押しつけるなどの不当な行為が行われている実態に対する配慮が必要な場合もある。それでも日本経済においては、自由な意思決定が保障され、その結果について自己が責任を負うことが原則である。民法が最も基本的なインフラであることを考えると、情報力・交渉力に格差がある場合を踏まえた上で、現行ルールの明文化としてこの原則を明確に位置づけるべきである。

現行法上の原則を修正し、新たに社会的に不当な取引に対応するために当事者の自己決定や契約締結プロセスに規制を加える場合には、そのような規制が現在問題なく行われている取引が制限されることにならないかなど、規制の必要性や対象について慎重に検討すべきである。

イ 経済効率性にも考慮した制度設計をすべき

企業をはじめとする経済主体にとって、効率性の追求は最も重要な課題のひとつである。民法は経済活動のインフラであり、こうした経済主体の行動を後押しするルールであるべきである。

そのため、契約の一方当事者に義務を課す場合には、当事者に課す負担が合理的なものであることや、義務を課すことで得られるメリットが当事者に課すコストを上回るものであることなどについても考慮する必要がある。

【具体例】

<契約総則に関する問題>

・契約自由の原則の明文化

私的自治の原則からすれば、契約締結の是非や、締結する場合におけるその相手方や契約内容如何は、あくまで当事者の意思に基づいて定められるのが原則である。私法の一般法たる民法でこの点を明文化すべきである。

また、時効関係の制度（当事者間の交渉・協議による時効障害事由）の提案のように、現在の法制度の下では当事者が自由に決定できないとされてきた問題について、情報力・交渉力に格差がある場合などへの配慮をしつつ、極力当事者の自由なアレンジが可能となるような制度設計が望ましい。

・契約交渉の不当破棄

一定の事情が認められた場合に限っては信義則に基づいて責任を負うことがあり得、現在も判例においても認められている。こうした取扱いを明文化することは、ルールの特明確化という点で意義がある。

しかし、本来、契約を誰と結ぶのかは自由に決めることができるのが原則である。判決を忠実にリステイトしただけだとしても、条文化する作業の中である程度抽象的な表現を使わざるを得ないだろう。その場合、現在問題なく認められている契約破棄についても規制されることになるのではないかと懸念がある。

こうした懸念にこたえるためにも、契約交渉を自由に破棄できるのが原則であることを併せて明確に規定するなどによって、過剰な規制とならないように配慮しつつ、検討すべきである。

・情報提供義務

一定の事情がある場合には、契約交渉時に相手方に対して情報提供が義務づけられる場合があり、判例においても認められている。こうした取扱いを明文化することは、ルールの特明確化という点で意義がある。

しかし、契約を締結するために必要な情報収集はあくまで自己責任によって行われることが経済取引における原則であり、情報提供義務・説明義務を一律に認めることは、事業活動を阻害するおそれがある。民法にルールが規定されれば、事業者は情報提供義務違反に該当しないケースにおいても、コンプライアンスの観点から「念のため」情報を提供しておくべき、ということになりかねない。本来であれば必要のない場合についてまで、情報を提供するインセンティブを事業者に与え、取引コストを高める懸念がある。

仮に何らかのルールを入れるとしても、例えば情報収集は自己責任が原則であることを併せて規定するなどの措置が必要である。

・約款に関するルール整備

上記（１）で述べたとおり（（１）民法の現代化・ア 現代的な取引に対応したルールの整備・【具体例】参照）、約款は個別の合意を逐一とりにくい取引において、実務上の必要性から多く用いられているものであり、また、多くの取引においては問題なく用いられている。したがって、こうした取引に法的安定性を与えるものとしてルールを整備すべきである。

他方、問題なく用いられている実務に対して新たな規制を課したり、取引に支障が生じたりするような制度とすべきではない。経済界からもこの点に関する懸念が示されており、約款に関するルールを検討する際には、現在の実務に与える影響についても慎重に検討すべきである。

<保証契約に関する問題>

・保証契約の効力に関する規制

保証契約をめぐっては、保証人となった者が過剰な債務を負う場合があることで社会的な問題が生じており、債権法改正の議論を待つまでもなく金融行政等において対応策が講じられてきた。例えば中小企業庁の取り組みとしても、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、経営者本人以外の第三者を保証人として求めないことを原則とする旨が規定されている（同指針Ⅱ－9参照）。

しかし、形式的には経営者本人ではないものの、保証人となることが必要かつ相当と認められるケースにおいてはこの原則の例外として第三者の個人保証を求めることが認められている。（具体的には、①実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合、②経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合、③財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合（ただし、協力者等が自発的に連帯保証の申し出を行ったことが客観的に認められる場合に限る）といったケースが定められている。）

中小企業に対する融資においては、個人事業的色彩が強く（経営者個人の）家計と（企業の）経営が未分離である中小企業も多いことから、企業だけでなく経営者本人の資産状況も評価対象に含めた総合判断が行われており、その判断の中で、必要な保証人の範囲についても決められている。例えば、創業者が経営から退き、経営を自己の子供に委譲したケースにおいて、引き続き退任後の創業者が会社の債務を保証することが考えられる。そのような創業者については、経営面では会社の経営陣への自己の影響を排除するため取締役などの役職からは身を退くものの、金銭面では引き続き会社債務を保証したいという意向に沿って保証が認められる場合もあろう。他にも、当該企業の従業員として働く経営者の配偶者が保証するケースや将来は経営を引き継ぐことが予定されているものの現時点では他の企業に勤めている創業者の子供などが保証するケースも存在する。

現在の部会資料では、一定範囲の個人保証を無効とする提案がされているが、保証人保護の手法として、民法で契約の効力を一律に無効とすることが適切であるのかどうかについては、慎重に検討をすべきである。保証人を保護する必要性については論を待たないものの、他方で、現在、問題のない保証として認められている契約についてまで規制が及ぶ場合には、中小企業が必要な金融を受けられなくなったり、金利が上昇したりすることにより、借り手側にかえって不利益を及ぼすなどの悪影響が想定されるからである。

民法で一定の要件に該当する契約の効力を無効とする規定を設けると、その要件に該当しているか否かは事後的に裁判所によって判断されることになる。そのため、要件に該当した場合の効果として一律無効という強い効力を規定する場合には、その要件は形式的客観的に判断できるものとしなければ、事後的に契約が無効とされるリスクを当事者に負わせることとなり適切ではない。したがって、民法で保証契約を無効とするためには、一義的かつ明確に判断できるような形式的な要件を設定することが考えられる。しかし、上記のように、現在の保証実務においては、公的な監督指針等に基づき、保証人となることの必要性や相当性が実質的に判断されており、取締役であるかどうかなどといった形式的な基準だけでは判断されておらず、またそのような判断が実際上できるものでもない。こうした実態を踏まえれば、保証人の保護を民法のルールによって適切な形で行うことは困難であり、むしろ実質をみて柔軟な判断ができる金融行政や中小企業行政に委ねることが適当ではないか。

このほか、事後的に裁判所が保証債務の額を減免することや過大な保証を禁止する旨の規制も提案されているが、保証を履行する段階になって保証契約の内容が制限される規制を課すことは、当事者にとって予見可能性を低くするというリスクにつながる。こうしたリスクに対応しようとして金利が上昇したり、融資が受けられなくなったりすることが想定されるが、それにより借り手にとって必要な資金調達が妨げられる等の社会経済的不利益も懸念されることから、慎重に検討すべきである。

・保証契約の締結過程の規制について

保証人になろうとする者が、保証契約の締結以前に予めどのようなリスクを負うことになるのかを十分に認識しておくことは重要である。そのため、そのような（リスク認識に必要な情報の提供という）趣旨での制度整備には賛成である。

しかし、当事者に実益のない無用な説明を課すだけの規制や結果として債務者に過度の負担が課されるような規制を導入しても、政策的な効果が得られないばかりか、かえって当事者に負担を強いるだけの結果になる。仮に保証契約締結過程における規定を設けるのであれば、そのような規制とならないようにすべきである。

具体的には、保証人になる際には特に慎重な意思決定が求められるため、保証人となった場合の法律上の義務について説明をすることは必要な手当と考えられる。他方で、契約当事者や主債務者にとって過度な規制や負担を課すこととならないような配慮も必要であろう。たとえば、主債務者の信用情報や返済状況を保証人に通知する提案がなされているが、個人情報保護の観点からの問題があり、慎重に検討すべきである。

<事情変更の法理に関する問題>

・事情変更の法理

事情変更の法理は、大規模な天災など、契約当事者が契約締結時に基礎とした事情が著しく変動したことなどにより、当初の約定内容のまま当事者を拘束することが著しく不当であると認められる場合の処理ルールを定めたものである。したがって、どのような場合に適用が認められるかという要件が不明確であると例えば経済的変動など、本来は私的自治の問題として当事者が引き受けるべき事項について事後的に裁判所に対し介入を求めるなどの濫用的な主張を誘発し、取引実務の混乱・遅延を招くことが懸念される。事情変更の法理についての明文規定を設けるのであれば、このような経済実務上の懸念に対応できるよう、単なる経済情勢の変動などを理由とした安易な適用を排除するような要件を規定する必要がある。

また、その効果として、裁判所による契約の改訂を認めることとなった場合、個別具体的状況における契約内容の適切性・妥当性に関する判断能力が必ずしも十分とは言えない裁判所が、当事者間の合意内容を修正することとなり、取引実務における私的自治への不当な介入となるとの懸念がある。事情変更の法理の明文化を検討する際には、その効果についても上記のような経済実務上の懸念を十分に考慮する必要がある。

<消費者・事業者に関する問題>

・消費者契約を信義則等の適用に当たっての考慮要素とする規定を設けること

今回の改正の議論において、消費者契約等に関しては信義則等の適用に当たり、情報や交渉力の格差の存在を考慮しなければならないものとする、という提案がされている。この提案については、以下の点に留意して検討する必要がある。

一口に消費者といってもその立場・知識・能力・経済状況等は千差万別であり、その意味で様々な消費者が存在するにもかかわらず、「情報や取引上の立場における弱者」としてひとくくりにカテゴライズして特別のルールを置くことは妥当ではない。また、「情報や取引上の立場における弱者」は消費者のみでなく、中小・零細事業者にも存在しており、そうした事業者が弱者の側に区分されないことの裏返しとして「取引強者」として区分されることに対する違和感がある。

<継続的契約に関する問題>

・継続的契約の終了に関する規定

日本経済の強みとして、従来、企業間の継続的な取引関係の存在が指摘されてきた。企業は長期的な取引関係が継続されることを前提として様々な投資を行い、それが競争力のある製品の生産につながっており、現在でも当てはまっている取引が存在する。他方、近年の歴史的な円高やデフレの継続、新興国企業の台頭等の事業環境の変化に伴い、取引関係の流動化が進む中、企業の規模を問わず、新しい取引先を模索して活路を拓くことの重要性が認識され、現実にもそれに向けた取組みがなされている。そ

うすることで各企業において経済活動の領域を広げる努力がされている。

今般の契約ルールの見直しにおいては、このような企業活動の実態を踏まえることが必要である。今回、継続的契約に関するルールとして更新拒絶を規制する方向のルールが提案されており、契約の当事者の合理的な期待を保護すべきことは当然であるが、過度に、当事者が予め合意していた事項（期限等）に反して更新を強制することのないよう検討すべきである。

＜制度変更に関する問題＞

今回の債権法の見直しに関しては、（冒頭に述べたとおり）その全体的方向性には賛同すべきであるものの、制度を実質的に変更する提案が多く含まれていることに照らし、見直しの具体的な進め方については十分な考慮を要する。すなわち、長年、現行の制度を前提として契約実務が動いている実態があることを踏まえれば、制度を変更する場合には、契約実務に混乱が生じないよう配慮をすべきである。

特に、債権譲渡の対抗要件や権利行使要件といったインフラとしての役割を果たす制度の改正を行う場合には、新しい制度に対応するために膨大な数の契約の変更やシステム的大幅な見直しが必要となることが想定される点に留意が必要である（例えば、市民生活に身近なクレジットカードを例にとると、3億に及ぶ契約の変更の必要が想定される）。

3. 結語

以上述べてきたように、今回の改正にあたっては、「ルールの特明確化」、「ルールの現代化」といった視点から個々の問題を検討していく必要がある。

個別論点に対する経済産業省としての賛否は既に述べたとおりだが、全体として、適切な規定内容が整備されるのであれば今回の改正の方向性を支持するという姿勢は一貫している。

産業界に不当な負担を強いることなく、逆に（大企業か中小企業か個人かを問わず）様々な事業主体による健全で合理的な経済活動を促進し、結果として我が国産業による競争力の強化向上の契機となるような民法改正が実現されることを期待している。

以上